

医政メモ

Q&A

レセプトオンライン請求～その後の纏末

Q：レセプトオンライン請求の義務化はどうなりました？

A：平成18年度から始まったレセプトオンライン請求の義務化は、400床以上の病院から義務化が始まり、平成20年からは、400床以上の病院では原則としてレセプトはオンライン請求しか認められていません。400床以下の病院でも、レセコンのある病院では、平成22年4月からはオンライン請求しか認められない予定でした。また、診療所でも、レセコンのある診療所では、平成22年4月から原則としてオンライン請求しか認められない予定でした。日本医師会は、レセプトオンライン請求に係る国からの費用弁償もなく、レセプトのオンライン請求に伴う病名の標準化で、高額レセプトの把握が健保組合で容易に可能となり医療機関の選別につながることで、データの目的外使用が容易になることなど、レセプトオンライン請求の義務化には反対してきました。ただ、自主的な医療機関によるレセプトオンライン請求は妨げず、趨勢としてレセプトは、いずれオンライン請求が多数になると考えていました。また、自民党の麻生政権下でも、オンライン請求の義務化スケジュールの変更は考慮されず、その代わり、医療機関のオンライン請求義務化に伴う費用を助成することになっていました。

昨年、総選挙の結果、民主党が大躍進し民主党政権が誕生しました。もともと民主党もマニフェストに書いているように、オンライン請求の義務化には賛成でした。しかし政権奪取の際、医療機関の疲弊を打開すると公約していたこと、レセプトオンライン請求に伴う手間と費用負担に耐え切れず、無視できない数の、地方の医療機関の廃業が、予測されたことから完全義務化は無くなりました。

Q：それでは、今後はどうなるの？

A：平成21年11月25日に、レセプトオンライン請求に関する省令改正が行われ、今後のスケジュールが決められました。平成23年から、診療報酬の請求方法を原則として電子化するという方針の下で、手書き、高齢などの理由により電子化対応が困難である医療機関、薬局に対し配慮する観点から、診療報酬請求の方法、及びその例外措置を定めるべく改正された。主要な項目は以下になります。

- 1) 診療報酬の請求方法について、電子レセプトによる請求を原則とし、オンライン請求の他、電子媒体による請求も可能。
- 2) 手書きで診療報酬請求を行う医療機関・薬局についてオンラインまたは電子媒体による請求への移行を免除。
- 3) 常勤の医師・歯科医師・薬剤師がすべて高齢者（65歳以上）の診療所・薬局についてオンライン又は電子媒体による請求への移行を免除。
- 4) 電子レセプトに対応していないレセコンのリース期間又は減価償却期間が終わるまでの間の医療機関について、オンライン又は電子媒体による請求への移行を猶予。最大平成26年まで猶予。
- 5) オンライン、又は電子媒体による請求を行うことが困難な個別の事情がある医療機関について、例外的に書面による請求が認められる。その項目については5項目あるが詳細は省きます。
- 6) 平成22年4月診療分からオンライン化に移行することとされている医科診療所等について、同年7月診療分からオンライン又は電子媒体による請求に移行するものとする。

Q：国のオンライン請求に係る費用の助成は

どうなった？

A：平成21年度にレセプト－オンライン請求に関して、電子化請求に対応していないレセコン・ソフトウェアを、対応するレセコン・ソフトウェアに変更し購入する場合、平成21年5月29日から22年3月31日までの期間の購入又は契約した場合に限り、総額196億円に達するまで、レセコンに関して病院は250万、診療所は50万、ソフトウェアは病院50万、診療所40万を限度に、半額、申請すれば助成金がもらえます。レセコン・ソフトウェ

ア両方の申請はできません。総額196億円は、昨年末の事業仕訳により、金持ちの医者に助成する必要はないとされ3分の2に減額されています。ただ、まだ余裕があるようで、この期間に購入を予定されている医療機関は、申請されたほうがいいと思います。とはいっても、今からこの文面を見てレセコンを購入しようと思う方には、もう時間の余裕がないかもしれません…。

(政策部長 宮崎 誠一)